

2020年1月31日（道垣内正人）

## 仲裁と時効中断

国際私法上、時効については、たとえばアメリカの多くの州のように、裁判所を利用できるかどうかの問題と捉えて手続問題（＝法廷地法による）とする法域もあるが、日本を含む法域では、請求権自体の運命の問題と捉えて実体問題（＝請求権の準拠法による）とされている。以下、後者の立場を前提とする。

この立場からは、次の仲裁法の規定は日本法が請求権の準拠法となる場合だけ適用され、また、外国を仲裁地とする場合にも、日本と同様に上記の後者の立場を採用している法域では、時効中断が認められることがあり得ることになる。

### 仲裁法第29条（仲裁手続の開始及び時効の中断）

仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する。

2. 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

しかし、そうであるとしても、仲裁手続が仲裁合意無効等の理由により仲裁申立却下で終了した場合には時効中断効はないので、時効完成間近になると、安全のためには裁判所への提訴を要するが、裁判管轄の問題から外国での提訴を余儀なくされるおそれがある上、仲裁合意が妨訴抗弁として提出され、それが認められると却下されてしまうおそれがある。

また、仲裁判断が下されても、仲裁判断取消しの申立てがされ、それが最終的に認められると仲裁法29条2項ただし書により、請求権の準拠法が日本であっても時効中断効はなくなる。このリスクに備えるためには、時効完成が間近になると、裁判所への提訴を要する。しかし、この場合も上記と同じ問題があることに加え、仲裁判断取消しが利益相反による仲裁人の不適任といった仲裁合意には瑕疵がないときには、仲裁合意が妨訴抗弁として提出されれば訴え却下は免れない。そのため、最終的に仲裁判断が取り消された時点で時効が完成してしまっているというリスクには対処できない。

仲裁地	仲裁法の適用	請求権の準拠法	仲裁申立て+仲裁手続後に却下	仲裁申立て+仲裁判断	仲裁申立て+仲裁判断+仲裁判断取消し
日本	あり	日本法	時効中断なし	時効中断あり	時効中断なし
		外国法	外国法次第	外国法次第	外国法次第
外国	なし	日本法	時効中断なし	時効中断あり	時効中断なし
		外国法	外国法次第	外国法次第	外国法次第